

コベカツクラブ（中学生）スポーツ指導者・審判資格取得支援助成要綱

（公財）神戸市スポーツ協会

（趣旨・目的）

第1条 この要綱は、コベカツクラブを始めとした中学生年代が参加できるスポーツ環境提供を目的に、指導者等がスポーツ活動に必要な資格を取得した場合に公益財団法人神戸市スポーツ協会（以下「協会」という。）に係る経費への助成金の交付等を実施するにあたり必要な事項を定める。

（対象団体及び対象者）

第2条 助成対象団体は、神戸市教育委員会より認められたコベカツクラブとする。
2 助成対象者は、前項第1号の団体に所属しており、対象団体が認める者（以下「対象者」という。）とする。

（助成対象資格等）

第3条 助成対象資格は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格(コーチ1, スタートコーチ)
(2) 別表1に掲げる審判資格

（対象経費）

第4条 助成金の対象となる費用は、対象者が第3条に規定する資格の新規取得に係る講習の受講料(受講資料代を含む)の2分の1とする。

（助成金の上限）

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内で協会が審査のうえ決定する。
(1) 第3条第1項(1)号は、それぞれ1人当たり15,000円を上限とし、1対象団体2名までを限度とする。
(2) 第3条1項(1)号は、兵庫県教育委員会主催のJSP0公認指導者資格取得経費補助事業との重複支給を認める。ただし、その助成金額と県からの補助金額の合算額は、助成対象経費を限度とする。
(3) 第3条第1項(2)号は1人当たり5,000円を上限とし、1対象団体2名までを限度とする。

（助成の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、「申請書」（様式1-1または1-2）を協会へ提出するものとする。

（交付の決定）

第7条 協会は、前条の書類が提出されたときは、必要な審査を行い、第5条規定の範囲内で助成金の交付決定を行う。

- 2 協会は、審査の結果を「決定通知書」（様式2）により申請者に対し通知するものとする。
- 3 協会は、前項の通知により交付決定をする場合において、条件を附することができるものとする。

（実施報告書の提出）

第8条 前条により助成の決定を受けた者（以下、「決定団体」という。）は、対象者の資格取得を確認後、速やかに「実施報告書兼請求書」（様式3）を作成し、次の資料を添付のうえ協会に提出しなければならない。

- (1) 経費の支払が確認できる資料（領収書等）
- (2) 資格取得が確認できる書類の写し
- 2 協会は、前項の資料の提出をうけたときは、審査のうえ助成金の交付額を確定し、助成金を決定団体に支払うものとする。

（助成内容の調査）

第9条 協会は、必要に応じて決定団体に対し、その事業内容について追加で報告させ、又は協会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができるものとする。

- 2 協会は、前項の規定による調査等により、この要綱に適合していないと認めるときは、決定団体に対し、適合するための措置をとることを指示することができるものとする。
- 3 決定団体は、前項の規定により指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第10条 協会は、決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 助成金を申請書記載の事業以外の用途に使用したとき
- (3) 対象事業の実施にあたって、不正な行為があると認められたとき
- (4) 第7条に基づく交付決定内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (5) 前条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避し、若しくは協会の指示に従わないとき
- (6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められるとき
- 2 協会は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付している場合は、速やかにその旨を採択事業者に通知するものとし、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのないものについて必要な事項は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）の取り扱いに準ずるほか、協会が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項(3)関係）

競技名	対象資格
野球	(公財)全国軟式野球連盟 公認審判員 3 級
バレーボール	(公財)日本バレーボール協会 C 級審判員
ソフトボール	(公財)日本ソフトボール協会 第 3 種公認審判員
ソフトテニス	(公財)日本ソフトテニス連盟 2 級審判員
相撲	(公財)日本相撲連盟 公認審判員
サッカー	(公財)日本サッカー協会 4 級審判員
陸上	(公財)日本陸上競技連盟 B 級公認審判員
体操	(公財)日本体操協会 3 種審判員
水泳	(公財)日本水泳連盟 C 級審判員
ハンドボール	(公財)日本ハンドボール協会 D 級審判員
剣道	(公財)全日本剣道連盟 公認審判員
バスケットボール	(公財)日本バスケットボール協会公認ライセンス D 級
柔道	(公財)日本柔道連盟 C ライセンス審判員
卓球	(公財)日本卓球協会 公認審判員
バドミントン	(公財)日本バドミントン協会 3 級公認審判員
テニス	(公財)日本テニス協会 C 級審判員